

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 告 示

- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局美術館普及課】 2
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（3件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 3

北九州市告示第200号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立美術館及び北九州市立美術館分館における観覧料及び物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年5月8日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
西部ビル管理株式会社	北九州市戸畑区幸町1番19号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市告示第 202 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 5 年 5 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

竹並自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	武富泰久	北九州市若松区大字竹並 1 8 4 3 番地
変更後	平安良次	北九州市若松区大字竹並 1 8 4 2 番地

3 変更年月日

令和 5 年 4 月 9 日

北九州市告示第 203 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 5 年 5 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 認可地縁団体の名称  
ラ・ヴェール葉山町内会
- 2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	堀口祐二	北九州市小倉南区葉山町三丁目 6 番 1 9 号
変更後	櫻江信夫	北九州市小倉南区葉山町三丁目 8 番 1 1 号

- 3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区葉山町三丁目 6 番 1 9 号
変更後	北九州市小倉南区葉山町三丁目 8 番 1 1 号

- 4 変更年月日  
令和 5 年 4 月 2 日

北九州市告示第 204 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 5 年 5 月 8 日

北九州市長 武内和久

- 1 認可地縁団体の名称  
八幡西区的場自治町内会

- 2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	高木恵子	北九州市八幡西区的場町 1 1 番 1 5 号
変更後	山之口晃夫	北九州市八幡西区的場町 7 番 2 6 号

- 3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区的場町 1 1 番 1 5 号
変更後	北九州市八幡西区的場町 7 番 2 6 号

- 4 変更年月日

令和 5 年 4 月 1 日